

氏名(国籍)	パームサック マカラビロム (タイ)
学位の種類	博士(農学)
学位記番号	博乙第1,385号
学位授与年月日	平成10年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	農学研究科
学位論文題目	A Study on Contract Tree Farming in Thailand (タイにおける契約造林の研究)
主査	筑波大学教授 農学博士 餅田 治之
副査	筑波大学教授 農学博士 成田 雅美
副査	筑波大学教授 博士(文学) 小野澤 正喜
副査	筑波大学教授 農学博士 熊崎 実
副査	筑波大学助教授 農学博士 増田 美砂

論文の内容の要旨

本研究は、タイにおいて近年展開がめざましい契約造林について、請負契約者である農民と委託元である林産企業との関係を考察するもので、特に契約の動機、農民はどのように契約造林を実施するのか、農民と林産企業との間で結ばれる様々な契約の内容を検討し、その意味を考察しようとするものである。そのためタイ全土を対象に4つの特徴ある契約造林の事例を選択し、関係する農民・流通担当者・林産企業・政策担当者等に対する面接調査を中心に、検討を行った。

論文は2部構成で、第1部は5章からなっており、契約造林に関する制度・政策的背景、社会経済の発展と農林業の展開、森林減少・森林劣化の原因とその結果、問題解決に向けた様々な動き、その一つとして位置づけられる契約造林の振興、等を明らかにすることが課題である。考察の結果、契約造林に関する様々な事実が発掘されたのに加えて、次の点が明らかにされた。①政府は民間での再造林事業を奨励するために、土地取得権や税の優遇措置などの法律や規則の改正を行ったが、それらはまだ十分ではなく、土地の貸借や林地占有者の公平問題に関する論争、手つかずの森林の農地への転換に関する利害の衝突がまだ多数存在し、それがこの契約造林事業の妨げとなっている。②林産企業は原料確保のために木材需要量を急速に伸ばし、そのため木材購入は競争的になっており、そのことがタイにおいて契約造林が急速に展開した背景となっている。

第2部は具体的な事例を対象としたケース・スタディーで、これもやはり5つの章から成り立っている。事例研究として地域的な特徴を背景とするアグロラインズ社、サイアム・フォレストリー社、タイ合板会社、フェニックス・パルプ&ペーパー社という、4つを選び、その実態を示すとともに、契約造林の発展・事例・制度の定式化をめざし、次の結論を得た。

①契約造林は、穀物耕作の収益性、穀物耕作を維持するための家族労働力の利用可能性、造林の収益性、市場へのアクセス、企業の介入、等の要素に規定され、様々なタイプがあること。また土地が農民によって所有されている地域においては、契約造林が高い割合で見られた。

②契約造林の背後には、政府・林産企業・農民の次元の異なる利害によって成り立っている。国土保全を目的とした政府の立場からは、契約造林は森林面積を増加させるのに役立っていると同時に生物多様性を減少させる結果をもたらしている。林産企業側から見ると、契約造林の展開は資源の確保につながっているが、契約農家が他

の企業に生産物を売却してしまうというリスクをも負っている。農民側から見れば、収穫率と市場価格の低下というリスクと、単作に集約せざるを得ないため、低価格に固定され、順応性を失うというリスクの二重のリスクを負っている。それにもかかわらず、現金収入という点で、かなりの直接的な利益を得ている。

③契約造林は、林産工場近辺の農民によって、キャッサバ、サトウキビ、メイズ等の作目のうち収益の多い選択肢の一つとして受け入れられてきた。一方林産企業側は、農民と契約造林の取り決めを行うことによって、他企業に林木を購入させてしまわないよう原料確保を安定化させることをねらっているために、林業以外の農家経営には関心を示さない。そのため農家経営の安定化に必要とされる他の農作物や家畜との複合経営は、林産企業の関心外になってしまう。また契約造林を行っている農家は、伐採や輸送に関する下請け経費を必要とし、高いリスクを負う。造林請負を行っている農家の協同組合への組織化は進んでいない。契約造林農家に対する農業を含めた短期、長期の助成システムの創設が、契約造林の推進のために必要なのである。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、次の特徴を持つ。①タイにおける森林減少とその要因となったタイ経済および農業展開、森林減少に対する政策的対応など、契約造林の成立・展開の背景となった諸事実とその相互の有機的関連をコンパクトに描き出しており、課題に接近する上で有効な考察となっている。②契約造林は、政策的視点から見ると森林面積の確保・拡大、国土保全などの政策目標を民間活力の導入で実現する意味を持っていること、同時に単純一斉造林に伴う生物多様性の減少といったマイナス面を持っている。これは本論文の結論の一部であるが、こうした指摘がタイにおける森林・林業政策の展開の中で論じられており、タイにおける近年の動向である契約造林の展開が、タイにおける森林・林業政策の展開の中に位置づけられ、その歴史的意義と評価が示された。③農家による契約造林は各種作目の選択肢の一つとして機能していること、契約造林は農家と林産企業の双方にとってリスクが伴うこと、今後そのリスクを解消するための措置が要請されること、等の実態分析を通じた契約造林の意義と評価が示され、今日世界的に要請されている熱帯林の造成について、一つの可能性ないし方向性が示された。④契約造林が地域経済にとって持つ意味の分析、地域において農家と巨大林産資本とが構築する新たな関係についての経済構造論的分析などが今後の課題である。

よって、著者は博士（農学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。